

平成 26 年 6 月 30 日

申 入 書

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

あつせん申請書提出の件に関し、神奈川県知事としての貴職のご意見、ご見解を伺いたく以下申請者として申し入れ致します（申請者はすべて地権者）。

申請者の氏名及び住所

比 留 間 哲 生 (代表者、連絡先)  
〒247-0022 横浜市栄区庄戸 3-25-7  
Tel&Fax 045-894-0052

永 田 親 義  
〒247-0022 横浜市栄区庄戸 3-13-23

松 本 昌 司  
〒247-0014 横浜市栄区公田町 424-40

鈴 木 伸 之  
〒247-0035 横浜市栄区桂台西 2-21-13

大 橋 宏  
〒247-0024 横浜市栄区野七里 1-31-1

高 村 信 夫  
〒247-0024 横浜市栄区野七里 1-2-7-751

青 木 達 喜  
〒247-0033 横浜市栄区桂台南 1-13-13

中 里 修  
〒247-0014 横浜市栄区公田町 198-3

菅 原 政 道  
〒247-0033 横浜市栄区桂台南 2-31-1

藤 井 誠  
〒247-0033 横浜市栄区桂台南 1-30-22

前略 公務ご多忙の中、恐縮ながら以下私たちの申入れに対して県知事としての貴職のご意見を頂きたくよろしくお願いいたします。

6月24日、土地収用法第十五条の二に基づき私達は貴職宛あっせん申請書を担当事務局（県土整備局事業管理部用地課）に提出しました。担当者によると事務的に一応受付けるが、これをあっせん委員会に付託するかどうかについては事務局で内容を検討して決めた上で知事に答申するとのこととあります。事務局の答申を受けて最終的に決定するのは知事であり、私達としてはもし当該申請書をあっせん委員会に付託しないことを決定した場合、以下に示すような私たちの意見や疑問について貴職から納得のいく説明を頂くようお願いいたします。

草々

## 記

### 1. 事業に反対の立場からのあっせん申請を委員会に付託しないのは土地収用法の趣旨に反する

6月24日、あっせん申請書提出の際、事務局担当者は事業に反対する立場からのあっせん申請は委員会に付託しないかのように言明したが、これは土地収用法に反するだけでなく、あっせん委員会の存在理由を否定するものである。

土地収用法第二章の二に「土地等の取得に関する紛争の処理」とあり、それに続いて第十五条の二には「…事業の用に供するための土地等の取得に関する関係当事者間の合意が成立するに至らなかったときは、関係当事者の双方又は一方は、書面をもって当該紛争に係る土地等が所在する都道府県の知事に対して、当該紛争の解決をあっせん委員のあっせんに付することを申請することができる。…」となっている。このように、あっせん委員会は土地等の取得に関する紛争の処理をするために設置されるものであり、ここで紛争とあるのは事業に反対する立場の人達の存在を認め、それを前提としているのである。

このように、法律は事業等に賛成か反対かに関係なく、その意見を述べて主張する権利を認めているのである。実際、南線のように住宅密集地の真中に高速道路を造る事業に対して、大気汚染、騒音、振動、地盤沈下等により甚大な被害を受ける恐れのある当該地域居住の住民が南線計画に反対してその見直しを求めるのは当然であり、これらの人達の申請はあっせん委員会に付さないというのは、国民主権の民主国家では決して許されない暴論である。住民としては好き好んで南線計画に反対しているのではなく、それが住民に道路公害による深刻な被害を及ぼすからであり、それがないルートに建設されるのであれば何の反対もしないのである。自分達の生活を守るためにやむなく反対する人達の切実な主張を一切理解することなく、事業に反対する人達の申請をあっせん委員会に付託しないというのは恐るべき人権無視であり、明らかに法に反する偏った考えである。

事務担当者の発言によればあっせん委員会に付すのは事業に賛成の立場の人達からの申請だけということになるが、賛成の人達と起業者の間に土地取得に関し

て一体どんな紛争があるというのか。もしあったとしてもそれはあっせん委員会に付すまでもなく、当事者間の話し合いで解決すべきであり、それは容易に可能ならぬはずである。なぜ紛争がなくあっせんの必要のない事業に賛成の人達の申請を取り上げる一方で、解決の必要のある紛争を抱えた事業に反対する人達の申請を却下するのか不可解であり、法の平等の精神に反する驚くべき考え方である。

実際問題として、地権者の中には住宅密集地の真中を縦断する南線計画には反対だが、いずれは土地を強制収用されるのであれば、その前に起業者と交渉してなるべく有利な条件で土地を売ろうとする人達もおり、本件請求者の中にも宅地の半分近くを道路用地に取られるため、現在地を離れて他に移転することを考えて宅地全体を購入するように起業者に求めたが、道路用地以外は買収の対象にならないとのことで交渉がまとまらず、現在も紛争が続いている人達もいるのである。このような人達の紛争を取り上げるのがあっせん委員会の本来の在り方と考えるが、担当者によるとこのような事業に反対の人達の申請はあっせん委員会に付さないというのである。法律は何のため、誰のためにあるかと言いたいのである。

## 2. 申請者らは申請書の内容に対する相手方の意見なり反論なりをあっせん委員会の審議を通じて聞くために申請したのであり、これはあっせん委員会の存在理由でもある

申請書提出時、担当者は申請書を相手方に送付し、それにより申請書の内容に事実と反する誤りが見つかった場合は委員会に付託しないことになると言明した。もし申請書の内容に明らかな誤りがあった場合、委員会に付託しないとしてもそのことに異存はない。ただ、相手方の指摘をそのまま信じて委員会に付さないのは一方に偏った処置であり、それを認めることはできない。申請書は確かな証拠により事実に基づいて記載したものであり、もし相手方が内容に誤りがあると主張した場合、申請者としては当然それに反論する権利を有するのであり、従ってその意見を申請者らに見せて反論の機会を与えることを強く求めるものである。

そもそも申請書の内容についてあっせん委員会に付す前に事務局が申請者と相手方のやりとりを見た上で委員会への付託を決めること自体、不可解なことである。なぜなら法に基づきあっせんを申請したものが事務局による審査まがいの処置によってあっせんを受ける機会の有無が決まること自体、法のあり方として許されることなど申請者らには到底信じられないことである。最終決定者である知事としてこれでよいのか貴職の見解を伺いたいと思う。

## 3. 申請者らをはじめとする約 1,000 人の地権者を欺いてまで事業認定手続きを強行する理由を起業者は明らかにすべきである。

申請書に記したように、南線に土地収用法を適用して事業認定手続きを強行するに当たり、起業者は憲法で保障された財産権を無視するなど想像を超えた無謀なことを強行したのである。詳細は申請書に記したので省略し、ここでは一つの

典型的な問題を取り上げて、このようなやり方が行政として許されるのか伺いたいのである。

それは南線の用地取得率が僅か44%に過ぎない段階で土地収用法を適用して事業認定申請手続きに入ったことである。これは国土交通省の本省通達で事業認定手続きは用地取得率が80%となった時を適期とするとしているのに明らかに反する。しかも用地取得率44%で事業認定手続きに入るのは地権者だけでなく県民、市民など一般社会の人達も到底認めないことを承知しており、それを恐れて44%という数字を一切表に出さないようにしたのである。さらにそれだけではなく、土地ベースによる用地取得率なるものを捏造し、これによると80%に達するとして記者発表や地権者への説明会資料に明記したのである。広辞苑によると捏造とは「事実でない事を事実のようにこしらえて言うこと」とあるが、起業者はまさにこの通りの捏造をして地権者だけでなく一般社会の人達までも欺き騙したのである。というのは用地取得率は地権者数をベースに定義されたものが唯一つだけ存在し、土地をベースにした用地取得率といったものは存在しないのであり、存在しないものを宛も存在するかのように記載するのは捏造以外の何ものでもないのである。本当の用地取得率44%については一言も言わず、ひた隠しにする一方で捏造した用地取得率80%を公表して、地権者や県民、市民など一般社会の人達に用地取得率が80%に達したから土地収用法適用は止むを得ないと思わせようとしたことは明らかであり、これは地権者と県民、市民など一般社会の人達を欺く極めて意図的で悪質なやり方である。申請者らは起業者がこのような不法なことまでして南線事業をなぜ強行する必要があるのかその理由を是非明らかにすべきと考える。

以上